

仙台市立原町小学校 PTA 会 則



仙台市立原町小学校 P T A

〒983-0841 仙台市宮城野区原町二丁目6番1号

電話 022(257)0171 FAX 022(257)0185

仙台市立原町小学校 PTA 会則

昭和 24 年 4 月 19 日 制 定
昭和 29 年 3 月 9 日 一部改正
昭和 53 年 3 月 6 日 " "
昭和 54 年 12 月 19 日 " "
昭和 61 年 3 月 5 日
平成 2 年 4 月 23 日 " 改 正
平成 3 年 5 月 18 日 一部改正
平成 7 年 12 月 4 日 " "
平成 14 年 3 月 2 日 " "
平成 19 年 4 月 21 日 " "
平成 22 年 4 月 24 日 " "
平成 24 年 4 月 21 日 " "
平成 26 年 4 月 26 日 " "
平成 29 年 4 月 29 日 " "
平成 31 年 4 月 27 日 " "
令和 2 年 4 月 24 日 " "

第 1 章 総 則

- (名称)
第 1 条 本会は、仙台市立原町小学校 PTA と称する。
- (目的)
第 2 条 本会は、会員の協力のもとに児童の幸福な成長をはかるとともに学校教育および社会教育に寄与し、民主教育の実をあげることを目的とする。
- (方針)
第 3 条 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体で、次の方針にしたがって活動する。
一 特定の宗教や政党を支持することなく、営利を目的とする行為をしない
二 学校の人事その他管理に干渉しない
- (事業)
第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
一 児童の健全育成
二 児童の学習奨励援助
三 児童の教育、生活環境の整備向上
四 成人の教育啓発
五 会員の教養向上
六 会員相互の研修と親睦
七 子ども会活動への協力、連携
八 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (事務局)
第 5 条 本会の事務局は、仙台市立原町小学校におく。

第 2 章 会 員

- (会員)
第 6 条 本会の会員となることのできるものは、次の通りとする。
一 原町小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者
二 原町小学校の教職員
- (権利・義務)
第 7 条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- (会費)
第 8 条 会員は、定められた会費を納入しなければならない。

(意見の具申)

第9条 会員は、会務の執行に関し、書面をもって会長に自由に意見を述べることができる。

第3章 役職員

(役員の種類別)

第10条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長3名 会計3名(保護者及び教師)
幹事4名以上 事務長1名(学校) 事務次長1名(学校)

(会計監事)

第11条 本会に会計監事2名をおく。

(書記)

第12条 本会に書記若干名をおく。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。

3 会計は、本会の会計を掌理する。

4 幹事は、本会の企画運営を補佐する。

5 事務長・事務次長は、本会の事務を掌理する。

(会計監事の職務)

第14条 会計監事は、本会の会計を監査する。

(書記の職務)

第15条 書記は、本会の記録にあたる。

(役職員の選考、選任)

第16条 役員および会計監事は、役員選考委員会によって選考された候補者につき、年度内に会員に知らせ同意を得て承認される。

2 書記は、議長が総会において委嘱する。

3 役員選考委員会に関する規程は、別に定める。

(役職員の任期)

第17条 役職員の任期は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 欠員により就任した役職員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし役員会で会務に支障がないと認めるときは補充を行わなくてもよい。

(役職員の辞任)

第18条 役職員が辞任するときは、会長の同意を得なければならない。

(顧問および参与)

第19条 本会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問および参与の任期は、1年とする。

4 顧問は、本会の会務運営に関して諮問に応じる。

5 参与(内1名は校長)は、本会の事業に参与し、役員会に出席して意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議の種類別)

第20条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、専門部会および委員会とする。

(総会)

第21条 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

2 総会は、あらかじめ日時、場所および議題を予告して会長が招集する。

3 定期総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会、運営委員会が必要と認めるとき、または会員総数の100分の1以上に相当する会員が事由を付し会長宛請求したとき開催する。

5 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

6 総会では役員選考の報告、決算の承認、予算の議決、事業および活動計画の承認、会則の改廃そ

の他本会の目的を達成するために必要な事項を審議する。

- 7 総会は、会員の2分の1以上の出席者がなければ開催することができない。
- 8 会員の事情により出席できない場合は、委任状をもってこれに替えることができる。
- 9 総会の議事は、書記が記録する。
- 10 議長を本部役員外より1名選出する。
- 11 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(役員会)

- 第22条 役員会は、本会の執行機関であり役員をもって構成する。ただし役員会が必要と認めた場合は、これ以外の者を出席させることができる。
- 2 役員会は、会長が招集し議長となる。
 - 3 役員会は、本会則に定めのあるもののほか、本会の運営、執行に関する事項、総会または運営委員会より付託された事項等を議決する。

(運営委員会)

- 第23条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり次の委員をもって構成する。ただし会長が必要と認めた場合は、これ以外の者を出席させることができる。
会長、副会長、会計、幹事、事務長、事務次長、各学年委員長、各専門部長、顧問、参与、会計監事
- 2 運営委員会は、会長が招集し議長となる。
 - 3 運営委員会は、本会則に定めのあるもののほか総会において議決された事項、総会に付議すべき事項、役員会、専門部会、学年会で協議された事項、その他会務運営に必要な事項等を協議し運営する。

(専門部会、委員会)

- 第24条 専門部会ならびに委員会に関する規程は、別に定める。

第5章 会 計

(会計年度)

- 第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産)

- 第26条 本会の資産は、会費、寄付およびその他の収入をもってあてる。

(予算、決算、監査)

- 第27条 本会の収支予算は、総会の議決により定める。
- 2 本会の会計は、会計監事の監査を得て、総会の承認を得るものとする。

第6章 そ の 他

(慶弔)

- 第28条 本会の慶弔に関する規程は別に定める。

(個人情報の保護)

- 第29条 本会の個人情報取扱いに関する規程は別に定める。

(諸団体への加入)

- 第30条 本会は、原町小学校いじめ防止基本方針に基づき活動を実施する。

- 第31条 本会は、仙台市PTA協議会および日本PTA全国協議会に加入する。

- 2 本会が第30条1以外の団体に加入、参加する場合は、運営委員会の承認を必要とする。

(会則の改廃)

- 第32条 本会則は、総会の議決を経なければ変更できない。

専門部会, 学年委員会等規程

昭和 24 年 4 月 19 日	制 定
昭和 49 年 3 月 9 日	改 正
昭和 54 年 12 月 19 日	”
昭和 61 年 3 月 5 日	一部改正
平成 2 年 4 月 23 日	改 正
平成 3 年 5 月 18 日	一部改正
平成 5 年 3 月 6 日	”
平成 19 年 4 月 21 日	”
平成 20 年 4 月 19 日	”
平成 22 年 4 月 24 日	”
平成 26 年 4 月 26 日	”
平成 29 年 4 月 29 日	”
平成 29 年 11 月 21 日	”
平成 30 年 11 月 20 日	”
令和 2 年 2 月 13 日	”

(趣旨)

第 1 条 会則第 24 条に基づき, 部会ならびに委員会等の設置と運営に関しては, この規程の定めるところによる。

(部会, 委員会, 特別委員会)

第 2 条 本会に部会ならびに委員会をおく。また, 本会の事業を達成するために特別委員会をおくことができる。

(学年会, 学年委員会と活動事項)

第 3 条 本会の次の学年ごとに学年会をおき, 学年委員会を組織し運営する。

一 なかよし委員会	四 3 学年委員会	七 6 学年委員会
二 1 学年委員会	五 4 学年委員会	
三 2 学年委員会	六 5 学年委員会	

2 学年会は, 次の事項を協議し運営する。

- 一 学年会員相互および教師との連絡懇談と研修
- 二 その他学年会の必要な事項等

(専門部, 専門部会と活動事項)

第 4 条 本会に次の専門部をおき, 専門部会を組織し運営する。

- 一 総務部
- 二 広報部
- 三 健全育成部
- 四 保健体育部

2 専門部は, 次の事項を協議し運営する。

- 一 総務部
 - ア 本部活動を補佐する
 - イ その他各専門部・委員会に属さない事項
- 二 広報部
 - ア 広報活動に関する事項
- 三 健全育成部
 - ア 児童の交通安全指導
 - イ 校外生活指導
- 四 保健体育部
 - ア 会員の保健体育, レクリエーション指導の企画と運営

イ 他の体育団体との連絡協力

(特別委員会と活動事項)

- 第5条 特別委員会の名称および活動事項は、次の通りとする。
- 一 実行委員会
総会または運営委員会で承認された特定の計画事業を推進する。
 - 二 役員選考委員会
役職員候補者を選考し、これを総会に報告する。
 - 三 予算委員会
来年度予算案を本部役員が編成し、総会に付議する。

(専門部、委員会の選出と構成)

- 第6条 専門部、学年委員会の委員の選出と構成は、次の通りとし、会長がこれを委嘱する。各人員数は役員会で協議し、運営委員会に諮るものとする。
- 一 学年委員会 学年委員長、副学年委員長、専門部、特別委員会など各学年会で必要な人員
 - 二 総務部 各学年委員会から選出し、学年委員と兼務とする
 - 三 広報部 各学年委員会から選出し、学年委員と兼務とする
 - 四 健全育成部 各学年委員会から選出し、学年委員と兼務とする
 - 五 保健体育部 各学年委員会から選出し、学年委員と兼務とする
- 2 教師は、専門部、委員会に所属する。ただし、役職員を除くものとする。
 - 3 特別委員会の委員は、運営委員会に諮って会長が委嘱する。

(専門部、委員会の長)

- 第7条 各専門部ならびに委員会に、部長または委員長 1 名、副部長または副委員長若干名、担当教師各 1 名をおき、記録をおく。
- 2 部長、副部長または委員長、副委員長、記録は、各所属の部員の互選による。
 - 3 部長ならびに委員長は、専門部の各部、各委員会を代表する。部長、委員長に事故ある時は、副部長、副委員長が代行する。
 - 4 学年委員長は専門部各部の部員を兼ねない。

(専門部員、委員会委員の任期)

- 第8条 各専門部員ならびに各委員会委員の任期は、1 年とし再任を妨げない。
- 2 補欠就任者は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期終了後でも後任者が決まるまでは、その職務を行う。
 - 4 特別委員会の委員の任期は、総会または運営委員会の審議を経て、会長が必要と定める期間とする。

(会議の開催)

- 第9条 各専門部ならびに委員会は、会長の諮問に応ずるほか、必要に応じ自主的に部会、学年委員会等を開催することができる。
- 2 会議は、部長または委員長が招集しその議長となる。

(会議開催の要請)

- 第10条 会長は、必要に応じ各専門部長または委員会委員長に、会議の開催を求めることができる。この場合、部長または委員長は、会議を開催しなければならない。

(会議の議決)

- 第11条 会長は、必要な専門部および委員会の正・副部長、正・副委員長を招集して、連絡会議を設置し開催することができる。

(その他)

- 第12条 この規程の改廃は運営委員会の承認を要する。

- 2 専門部ならびに委員会の運営に関して、この規程に定めのない事項は、本会の目的を配慮して、各専門部または委員会で定めることができる。

役員選考委員会規程

昭和 51 年 1 月 11 日 制 定
昭和 61 年 3 月 5 日 一部改訂
平成 2 年 4 月 23 日 改 正
平成 3 年 11 月 30 日 " "
平成 5 年 12 月 7 日 " "
平成 10 年 1 月 31 日 " "
平成 21 年 4 月 18 日 一部改正
平成 26 年 4 月 26 日 " "
平成 29 年 4 月 29 日 " "
令和 2 年 2 月 13 日 " "

(趣旨)

第 1 条 会則第 16 条第 3 項に基づき、役員選考委員会の組織及び運営に関しては、この規程の定めるところによる。

(役員選考委員会の規定)

第 2 条 役員選考委員会は、そのつど次の各号に該当する委員 8 名以上をもって構成する。
一 各学年において選出する各 1 名以上の父母及び保護者
二 教師会員において選出する 2 名の教師

(役員選考委員会の結成手続き)

第 3 条 役員選考委員会の結成の手続きは次のとおりにする。
一 役員選考委員の選出は、毎年 10 月末日までに終える
二 役員会は、役員選考委員全員の氏名を確認する
三 役員選考委員会は、前項の手続きを経て発足し、会長が招集する
四 第 1 回の委員会において、会長が議長となり任務の内容を委員に説明する
五 委員長 1 名、副委員長 2 名を互選により選出する

(役職員候補の選考)

第 4 条 役職員候補者(以下候補者という)の選考は次のとおりとするが、この規程に定めない事項については、役員選考委員会に一任する。
一 候補者を全会員より公募すると共に、各学年より本人の同意を得て候補者を推薦する。尚、各学年の都合により、複数の候補者推薦も可とする。
二 候補者数が定員に充たなかった場合は、無推薦の学年に再度推薦を要請し、尚不足の場合は、運営委員会へ適格者の推薦を要請するものとする。
三 役員選考委員会は委員長が招集し、役員並びに会計監査員を無記名投票し選出する。ただし公募による立候補者がいない場合は投票を省略することができる。選出方法は以下のとおりとする。
ア 会長候補については、推薦された候補者と公募会長候補者の中から選考委員の過半数の投票数をもって決する。但し最初の投票で過半数の票を獲得した者が無い場合は、上位 2 名をもって決戦投票を行う。副会長選出もこれに準ずる。
イ その際、投票日を全会員に告知し、傍聴を認めるものとする。
四 役員選考委員が候補者となった場合は、役員選考委員の資格を失う。その際は、当該役員選考委員選出母体より再選出する。但し、教師会員についてはその限りではない。
五 役員選考委員長は、最終決定候補者を運営委員会に報告するものとする。

(役職員の選出)

第 5 条 選考された候補者につき、年度内の期日までに会員に知らせ、同意を得て承認される。

(役員選考委員会の解散)

第 6 条 役員選考委員会は、その任務を終了した時解散する。

(その他)

第7条 この規程の改廃は運営委員会の承認を要する。

(役員選考委員心得)

選考委員は、次期 PTA を担う役員を選出する重大な役を負っているという自覚を持つべきである。

慶弔規程

昭和 45 年 6 月 6 日	総会決定
昭和 49 年 3 月 6 日	一部改訂
昭和 53 年 3 月 6 日	〃
昭和 54 年 12 月 19 日	改正
昭和 61 年 3 月 5 日	一部改正
平成 2 年 4 月 23 日	改正
平成 3 年 5 月 18 日	一部改正
平成 19 年 4 月 21 日	〃
平成 22 年 4 月 24 日	〃
平成 26 年 4 月 26 日	〃
令和 2 年 4 月 6 日	〃

(趣旨)

第 1 条 会則第 28 条に基づき、会員及び児童の慶弔に関しては、この規程の定めるところによる。

(弔意, 見舞)

第 2 条 会員(父母及び保護者)ならびに児童に、次の事由が生じたときは、弔意金及び見舞金をおくる。ただし、その金額については、役員会において決定する。

- 一 死亡した場合
- 二 疾病その他の事故により 1 ヶ月以上入院治療を要する場合

(退会役職員への感謝)

第 3 条 退会、または在籍児童が卒業する時点で、退会時または卒業児童の在籍中に次の役職についてたことのある会員に対して記念品を贈り、感謝の意を表する。ただし、役職 1 年につき 1 回を原則とする。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 会計、幹事、会計監事
- 四 各専門部長、各委員会委員長
- 五 各専門部副部長、各委員会副委員長

(学校, 本会への慶弔)

第 4 条 学校ならびに本会の関連ある事項については他より表彰を受けた場合、次の慶祝の意を表する。

- 一 記念品

(その他)

第 5 条 この規程の改廃は役員会の承認を要し、改廃事項は運営委員会に報告する。

- 2 その他必要ある場合は、役員会において協議し決定する。

個人情報取扱規程

平成 30 年 11 月 20 日 制定
平成 31 年 1 月 10 日 一部改訂

(趣旨)

第 1 条 仙台市立原町小学校 P T A (以下、「本会」という) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取り扱いについては、この規程の定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第 7 条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で本人に周知する。

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 本会・専門部および委員会が発行する広報誌及び広報活動
- (6) 各種当番表作成、並びに当番表に掲載される会員への配布

(利用目的による制限)

第 9 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 1 0 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 1 1 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。メールや SNS での送信を禁止する。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条1号から4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条1号から4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員および会員、個人情報取り扱うもの等に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規程を改訂した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規程は、平成30年11月20日より施行する。